



山形県公報

平成23年11月11日（金）
第2293号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                              |                  |       |
|------------------------------|------------------|-------|
| ○争議行為を行う旨の通知                 | （雇用対策課）          | …1125 |
| ○生活保護法による指定施術機関の指定           | （健康福祉企画課）        | …1126 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定              | （置賜総合支庁福祉課）      | … 同   |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定            | （ 同 ）            | … 同   |
| ○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 | （ 同 ）            | … 同   |
| ○障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定     | （ 同 ）            | …1127 |
| ○地域森林計画の案の縦覧                 | （森 林 課）          | … 同   |
| ○地域森林計画の変更の案の縦覧              | （ 同 ）            | … 同   |
| ○道路の区域の変更                    | （置賜総合支庁西置賜建設総務課） | …1128 |
| ○同                           | （ 同 ）            | … 同   |
| ○県道の供用の開始                    | （ 同 ）            | … 同   |
| ○同                           | （ 同 ）            | …1129 |
| ○公共測量の実施の通知                  | （用 地 課）          | … 同   |
| ○事業の認定                       | （ 同 ）            | … 同   |
| ○道路の位置の指定                    | （置賜総合支庁建築課）      | …1131 |
| ○同                           | （ 同 ）            | … 同   |
| ○開発行為に関する工事の完了               | （ 同 ）            | … 同   |

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| ○山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則 | … 同 |
|---------------------------|-----|

### 公 告

|                     |               |       |
|---------------------|---------------|-------|
| ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 | （庄内総合支庁地域振興課） | …1132 |
| ○平成23年度登録販売者試験の実施   | （保健薬務課）       | …1133 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出      | （商業・まちづくり振興課） | … 同   |

## 告 示

### 山形県告示第949号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全日本自治団体労働組合日本海総合病院職員労働組合執行委員長井上悦子から、争議行為を行うことについて、平成23年11月1日次のとおり通知があった。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 事 件

山形県又は酒田市に準拠した賃金制度・労働条件の実現等の要求に関する件

#### 2 期 間

平成23年11月18日午前8時30分から午前9時30分まで

## 3 場 所

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

日本海総合病院

酒田市あきほ町30番地

## 4 概 要

救急対応等のため必要とする人員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第950号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称   | 開 設 者   | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-------------|---------|---------------------|-------------|
| あ お ば 接 骨 院 | 渡 部 毅 志 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲721番地3  | 平成23. 8. 24 |

## 山形県告示第951号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                | サービスの種類            | 指 定 年 月 日    |
|--------------------|--------------------------------------------|--------------------|--------------|
| 株式会社サン十字           | 株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス長井<br>長井市中道二丁目2番34号 | 福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売 | 平成23. 10. 31 |

## 山形県告示第952号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                | サービスの種類                    | 指 定 年 月 日    |
|----------------------|--------------------------------------------|----------------------------|--------------|
| 株式会社サン十字             | 株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス長井<br>長井市中道二丁目2番34号 | 介護予防福祉用具貸与<br>特定介護予防福祉用具販売 | 平成23. 10. 31 |

## 山形県告示第953号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------------|-------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地         | ニチイケアセンター米沢<br>米沢市金池五丁目13番21号 | 同 行 援 護     | 平成23. 11. 1 |
| 特定非営利活動法人置賜自然と<br>共育の村<br>米沢市本町一丁目5番37号 | ブルー<br>米沢市本町一丁目5番37号          | 共 同 生 活 援 助 | 同           |

**山形県告示第954号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の<br>名称及び主たる事務所の所在地                    | 施設の名称及び所在地                        | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 入所定員                                      | 指定年月日           |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------|-------------------------------------------|-----------------|
| 社会福祉法人米沢栄光の里<br>米沢市万世町梓山5494番地の1<br>しょうがい者支援施設松風園内 | しょうがい者支援施設栄光園<br>米沢市万世町梓山5493番地の1 | 生 活 介 護<br>就労継続支援B型    | 施設入所支援<br>104名<br>生活介護80名<br>就労継続支援B型 24名 | 平成<br>23. 11. 1 |
| 社会福祉法人米沢栄光の里<br>米沢市万世町梓山5494番地の1<br>しょうがい者支援施設松風園内 | しょうがい者支援施設松風園<br>米沢市万世町梓山5494番地の1 | 生 活 介 護                | 施設入所支援<br>82名<br>生活介護82名                  | 同               |

**山形県告示第955号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてるため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称  
置賜森林計画区

- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 農林水産部森林課及び置賜総合支庁産業経済部森林整備課
- (2) 期間 平成23年11月11日から同年12月9日まで

- 3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

**山形県告示第956号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称

- (1) 最上村山森林計画区

(2) 庄内森林計画区

2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間

(1) 場所 農林水産部森林課及び1の森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課

(2) 期間 平成23年11月11日から同年12月9日まで

3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

**山形県告示第957号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 川西小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|-----------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 西置賜郡小国町大字大石沢字中屋敷233番2から<br>同 字馬城977番1まで | 旧    | 22.0 <small>メートル</small><br>}<br>4.5  | <small>メートル</small><br>176 |
| 同 上                                     | 新    | 25.5 <small>メートル</small><br>}<br>10.8 | 同 上                        |

**山形県告示第958号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 川西小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|-------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 西置賜郡小国町大字大石沢字赤沢147番1から<br>同 164番2まで | 旧    | 17.0 <small>メートル</small><br>}<br>6.7  | <small>メートル</small><br>159 |
| 同 上                                 | 新    | 19.0 <small>メートル</small><br>}<br>11.0 | 同 上                        |

**山形県告示第959号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 川西小国線

- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字大石沢字中屋敷233番2から  
同 字馬城977番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年11月11日

**山形県告示第960号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 川西小国線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字大石沢字赤沢147番1から  
同 164番2まで
- 3 供用開始の期日 平成23年11月11日

**山形県告示第961号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年11月1日から平成24年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

**山形県告示第962号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
高島町
- 2 事業の種類  
高島町立統合中学校（仮称）建設事業及びこれに伴う農業用水路付替工事
- 3 起業地  
(1) 収用の部分 東置賜郡高島町大字相森字村南、大字泉岡字五輪前、大字一本柳字堂ノ前地内  
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由  
(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

高島町立統合中学校（仮称）建設事業（以下「本体事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に規定する「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により敷地に存する農業用水路の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である高島町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 少子化の急激な進展により、町内の中学校生徒数は減少の一途にある。昭和38年度の2,664人をピークにその後年々減少し、平成23年度は732人とピーク時の3分の1以下まで減少しており、町内に4校ある中学校経営に大きな影響を与えている。特に集団で行う体育競技や合唱等に支障をきたしており、中でも部活動においては限られた種目しか設定できない等、選択肢が狭まり、生徒が希望する部活動を行えない等の教育的課題が生じている。

また、町内4中学校は、建物の老朽化が進んでおり、特に建設後50年以上経過した町立第一中学校及び町立第三中学校の校舎については、文部科学省が策定した学校施設耐震化推進指針に基づき、平成16年度に実施した学校施設耐震化優先度調査の結果、早期に改築等を検討した方がよいとの報告がなされている。加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって両校の校舎の壁のひび割れが拡大し、安全面に不安がある状況となっている。

本件事業は、多人数による教育活動を通し、生徒が切磋琢磨する機会の増加を図ること及び生徒が耐震性の低い校舎で学習するという危険を回避し、安心して学ぶことのできる安全な環境を確保することを目的とし、統合中学校として移転改築するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあることや工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

- (イ) 事業に必要な面積（65,000㎡）が確保されること。
- (ロ) 道路事情がよく、町内の中心的な位置であること。
- (ハ) 農業の振興に影響を与えにくい用地であること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、申請地は、用地面積を確保することが容易であること、町の中心に位置し文化ホール等の公共施設に近接しているため、生徒の文化活動を支援することにおいて利便性が高いこと、また、農地を管理するには効率の悪い圃場未整備地のため、耕作放棄地が多く見られる等、農業の振興に与える影響は軽微と考えられることから、最適と認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 高島町における中学校生徒数の減少は顕著であり、スポーツ・文化等のクラブ活動や部活動においては、選択できる種目が限定されるため、生徒の興味・関心に応じた活動をすることが難しく、生徒それぞれの個性を十分に生かすことができる環境とは言い難い状況となっている。

また、町内4中学校は、建物の老朽化が進んでおり、特に建設後50年以上経過した町立第一中学校及び町立第三中学校の校舎については、平成16年度に実施した学校施設耐震化優先度調査の結果、早期に改築等を検討した方がよいとの報告がなされている等、生徒の安全の確保が急務である。

以上のことから、適切な学校規模を確保し、教育環境を向上させること及び校舎の安全性の確保という2つの緊急課題への対応として、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業及び関連事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることとも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論



(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所  
高島町教育委員会教育総務課

#### 山形県告示第963号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第308号
- 2 指定の場所 南陽市赤湯字森先五434番1の一部
- 3 道路の現況 幅員6.85メートル  
延長78.74メートル
- 4 指定年月日 平成23年10月26日

#### 山形県告示第964号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第309号
- 2 指定の場所 南陽市三間通字地藏田1268番1の一部、1268番1先水路
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長55.50メートル
- 4 指定年月日 平成23年11月1日

#### 山形県告示第965号

次の開発行為は、完了した。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年9月27日 指令置総建第31号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東置賜郡高島町大字上平柳字中内野1977-1  
東置賜郡高島町大字福沢字古堰添12-1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東置賜郡高島町大字上平柳字中内野1977番地の1  
社会福祉法人 高島三恵会

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月11日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第13号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第37条第1号中「終了した者」を「修了した者」に改め、同条第2号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

別表第1中

|             |    |   |             |      |
|-------------|----|---|-------------|------|
| 農産シス<br>テム  | 40 | を | 農産シス<br>テム  | 40   |
| 園芸サイ<br>エンス | 40 |   | 園芸サイ<br>エンス | 募集停止 |
| 環境クリ<br>エイト | 40 |   | 環境クリ<br>エイト | 40   |
|             |    |   |             |      |

に、

|             |    |   |                   |      |
|-------------|----|---|-------------------|------|
| 機械シス<br>テム  | 40 | を | 機械シス<br>テム        | 40   |
| 総合技術        | 40 |   | 総合技術              | 募集停止 |
| 電子シス<br>テム  | 40 |   | プロダク<br>トデザイ<br>ン | 40   |
| 生活クリ<br>エイト | 40 |   | 電子シス<br>テム        | 40   |
|             |    |   | 生活クリ<br>エイト       | 募集停止 |
|             |    |   |                   |      |

に、

|   |        |    |  |    |  |  |  |   |
|---|--------|----|--|----|--|--|--|---|
| 同 | 金山高等学校 | 普通 |  | 80 |  |  |  | を |
|---|--------|----|--|----|--|--|--|---|

|   |        |    |  |    |  |  |  |    |
|---|--------|----|--|----|--|--|--|----|
| 同 | 金山高等学校 | 普通 |  | 40 |  |  |  | に、 |
|---|--------|----|--|----|--|--|--|----|

|          |      |             |   |    |  |     |    |
|----------|------|-------------|---|----|--|-----|----|
| 普通<br>商業 | 情報会計 | 200<br>募集停止 | を | 普通 |  | 200 | に、 |
|----------|------|-------------|---|----|--|-----|----|

|   |        |    |  |    |  |  |  |   |
|---|--------|----|--|----|--|--|--|---|
| 同 | 山添高等学校 | 普通 |  | 80 |  |  |  | を |
|---|--------|----|--|----|--|--|--|---|

|   |        |    |  |    |  |  |  |       |
|---|--------|----|--|----|--|--|--|-------|
| 同 | 山添高等学校 | 普通 |  | 40 |  |  |  | に改める。 |
|---|--------|----|--|----|--|--|--|-------|

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成23年10月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された



## 目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 酒田港女みなと会議

## (2) 代表者の氏名

小山 恵子

## (3) 主たる事務所の所在地

酒田市御成町8-21

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、生活に密着した女性の視点から酒田港の整備や利用について、意見交換や港湾振興・県民への情報発信に関する事業を行い、魅力ある酒田港づくりに寄与することを目的とする。

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成23年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成24年2月12日（日） 午前10時30分から午後4時まで

(2) 場所 山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル

## 2 受験手続

受験願書を平成23年11月11日（金）から同年12月16日（金）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健薬務課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

## 3 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課（電話023(630)2332）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年3月11日まで縦覧に供する。

平成23年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ白山店

山形市白山二丁目3番33号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号

代表取締役 阿部恵

## 3 変更する事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）2,990平方メートル

（変更後）3,762平方メートル

## 4 変更年月日

平成24年6月26日

## 5 届出年月日

平成23年10月25日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年3月11日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見